

熊本労働局

平成29年度 労働行政運営方針 の概要



総合労働行政機関として推進する重点施策

(1) 熊本地震に係る復興関連対策の実施

熊本地震の雇用情勢に与えた影響を早期に払拭し、復旧・復興を成し遂げるため、被災者の立場にも配慮しつつ可能な支援を継続します。

(2) 労働条件の確保、雇用の安定等を図るための総合的施策の実施

企業倒産、雇用調整等については、不適切な解雇や雇止めの予防のための啓発指導等を継続するとともに、労働者が離職を余儀なくされた場合は、賃金不払、解雇等についての問題や、失業等給付、再就職支援等の一連の手続等について機動的な対応を図ります。

(3) 各分野の連携した対策の推進

ア 障害者の労働条件確保・雇用対策の推進

障害者である労働者の法定労働条件の履行確保、雇管理の改善や障害者の差別禁止、合理的配慮の提供義務の実施等を図るため、職業安定行政、労働基準行政、福祉行政及び教育行政等の関係行政が連携して事業主に対する啓発・指導を推進し、事業所内での虐待等を含む問題事案の発生の防止及び早期是正に努めます。

イ 技能実習制度の適正かつ円滑な推進

技能実習法に基づき新設される「外国人技能実習機構」と適切な連携を行います。

- 育児休業、介護休業等の取得を理由とした不利益取扱事案に対し、迅速かつ厳正に対応します。
- 改正育児・介護休業法（平成29年1月1日施行）により介護休業の分割取得や介護休暇の半日取得が可能となったことから、制度の周知、規定の整備及び育児・介護休業法の更なる改正（平成29年10月1日施行）について周知徹底を行います。

【主な改正内容】

- 子が2歳に達するまでの育児休業/育児休業等に関する定め
の周知の措置など

- 仕事と家庭の両立支援のための職場環境整備に取り組む
事業主を両立支援等助成金の活用促進により支援します。

(2) 次世代育成支援対策の推進

- 義務企業における「一般事業主行動計画」策定・届出等の
完全実施を図ります。
- 「子育てサポート企業」としての労働局長の認定（くるみん
認定・プラチナくるみん認定）基準の改正及び取得を促進
します。



【くるみん及びプラチナくるみんの認定基準の改正とともにマークも新しくなりました。】

雇用環境・均等行政の重点施策

1 働き方改革と女性活躍の推進

働き方改革の推進

- 企業の経営トップの意識改革を求め、長時間労働を前提としたこれまでの職場慣行を変え、定時退社や年次有給休暇の取得促進等に取り組むよう、企業への働きかけを引き続き実施します。
- 地域の実情に応じた働き方改革を進め、若者や非正規雇用者をはじめとする労働環境や処遇の改善等に向けた気運が高まるよう、地方公共団体及び労使団体等の地域の関係者から構成される会議（働き方改革推進熊本地方協議会）を開催します。

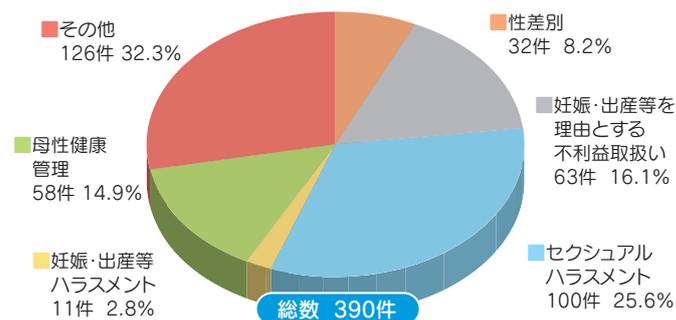
年間総実労働時間等の比較（全国／熊本）



雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進

- 性別を理由とする差別的取扱い事案や妊娠・出産等を理由とする不利益取扱事案に対し、迅速かつ厳正に対応します。
- 母性健康管理対策を推進します。ポジティブ・アクションの趣旨及び内容について周知徹底を図るとともに、取組を促進します。

平成28年度の均等法に係る相談状況



女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の実効性確保

- 義務企業（労働者301人以上）における「一般事業主行動計画」策定・届出等の完全実施を図るとともに、法に基づく取組の実効性確保を図ります。
- 女性活躍加速化助成金の活用により、300人以下の努力義務企業の取組を促進します。
- 認定制度について周知を促進します。



職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

(1) 改正育児・介護休業法の確実な履行確保

■非正規雇用労働者の正社員転換・同一労働同一賃金の実現に向けた待遇改善の取組

- 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善のため、「地域プラン」に基づく取組を実施します。また、同一労働同一賃金の実現に向けて、「非正規雇用労働者待遇改善支援センター」を活用した待遇改善を推進します。

■パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等対策の推進

- パートタイム労働者の働き・貢献に見合った公正な処遇が確保され、正社員転換推進の措置等が講じられるよう取組を推進します。

2 安心して働くことができる環境整備の推進

■総合的ハラスメント対策の一体的実施

- 妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントやセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど職場におけるハラスメントの未然防止を図るとともに相談への迅速な対応を図ります。
- 全国ハラスメント撲滅キャラバンの実施等により関係法令の周知徹底を図ります。

■妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いへの厳正な対応

- 妊娠・出産、育児休業等により不利益取扱いを受けることがない就業環境の整備に向け、事業主に対する説明会の開催等を通じて周知を図ります。

■個別労働関係紛争の解決の促進

- 総合労働相談コーナーでは労働関係の相談に対し適切に対応します。
- 労使間の民事上の紛争については、効果的な助言・指導やあっせんにより適正な解決を図ります。
- 労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会の開催等により関係機関団体との連携を図ります。

最近3か年度の主な紛争の動向
(民事上の個別労働紛争に係る相談件数)

	26年度	27年度	28年度
解雇	260 (-19.8%)	247 (-5.0%)	304 (+23.1%)
いじめ・嫌がらせ	734 (+29.5%)	749 (+2.0%)	882 (+17.8%)
自己都合退職	507 (+24.6%)	610 (+20.3%)	651 (+6.7%)
労働条件の引下げ	228 (+4.6%)	257 (+12.7%)	270 (+5.1%)
民事上の個別労働紛争に係る相談件数合計	3,088 (+9.9%)	3,062 (-0.8%)	3,366 (+9.9%)

※1 ()内は対前年度比
(注)28年度の数値は速報値です

■男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法関係の紛争解決の援助

- 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づく紛争解決の援助・調停を行います。

■労働条件の確保・改善対策(周知・啓発等)

- あらゆる機会を捉え、労働契約法の内容について、無期転換ルールを中心に労使双方に積極的な周知を実施します。特に使用者に対して、無期転換労働者の発生を想定した処遇の整備を促します。

- 「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」に基づく雇用管理に関する措置に係る計画認定に適切に対応します。

- 学生アルバイトの労働条件の確保に向け、「アルバイトの労働条件を確かめよう!」キャンペーンを実施し、学生、事業主に対する周知・啓発、大学内での出張相談窓口の開設、総合労働相談コーナーへの若者相談コーナーの設置などを行います。

■最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援

- 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援を図るため、「専門家派遣・相談等支援事業」、「業務改善助成事業」及び「中小企業団体助成事業」等の周知を積極的に行い、利用促進を図ります。

■適正な労働条件の整備

- 職務、勤務地、勤務時間を限定した「多様な正社員」の普及・拡大を図るため、「多様な正社員」制度の導入や見直しを検討する企業に対し、助言や助成制度の情報提供を行います。
- 勤務環境の改善に取り組む医療機関へのワンストップ対応拠点として設置されている「医療勤務環境改善支援センター」等の運営を通じ、労働時間管理を中心とした労務管理全般の支援等を実施します。

■豊かで安定した勤労者生活の実現

- 中小零細企業の事業主に対する中小企業退職金共済制度の周知広報、加入促進を一層推進します。
- 中小企業や勤労者に対し、勤労者財産形成促進制度の普及を一層促進します。

労働基準行政の重点施策

■適正な労働条件の整備→雇用環境改善の推進

過労死等の防止、女性の活躍促進、経済の好循環の実現等が求められている中、労働基準行政に求められる役割が変化しており、今後の労働基準行政においては、労働基準関係法令に基づく最低限の労働条件の確保に加え、より良い労働条件の実現に向けた行政運営を行う必要があるため、雇用環境・均等室と連携し、労働条件の向上に向けた総合的な施策を推進します。

■働き過ぎ防止に向けた取組の推進

- (1)長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に係る監督指導等
 - 過重労働が行われているおそれがある事業場に対して、労働時間管理、長時間労働を行わせた場合における面接指導の実施等を含む健康管理に関する窓口指導及び監督指導等を徹底します。
 - 特に、時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して監督指導を徹底します。また、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間として、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発や重点監督などの取組を行います。
 - 社会的に影響力の大きい企業において違法な長時間労働等を複数の事業場で行っていることが認められた場合の企業の経営トップ等に対する指導及び企業名の公表を行います。

(2) 過労死等防止対策の推進

- 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づいて、過労死等を防止するための対策として、啓発、相談体制の整備等を効果的に推進します。また、過労死等防止啓発月間(11月)における取組をはじめ、啓発等の実施に当たっては、地方公共団体と積極的に協力・連携を図ります。

労働条件の確保・改善対策

- 事業場における基本的労働条件の枠組み及び管理体制の確立を図り、これを定着させるため、労働基準関係法令の遵守徹底を図るとともに、重大又は悪質な事案に対しては、厳正に対処します。特に、労働契約の締結に際しての労働条件の明示や時間外労働協定の締結・届出について、使用者に対する指導を徹底します。
- 賃金不払残業を防止するため、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知・徹底及び当該ガイドラインの遵守を重点とした監督指導等を実施するとともに、「賃金不払残業総合対策要綱」に基づき総合的な対策を推進します。また、重大又は悪質な事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処します。
- 次のホットライン、ポータルサイトの活用を促進します。

労働条件相談ホットライン 月・火・水・木・金 17:00~22:00
0120-811-610 土日 10:00~17:00
 ポータルサイト「確かめよう 労働条件」
<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp>

- 自動車運転者、障害者、技能実習生等外国人労働者、介護労働者、派遣労働者等といった特定分野における労働条件確保対策について、関係機関と連携し、必要な監督指導等を実施します。

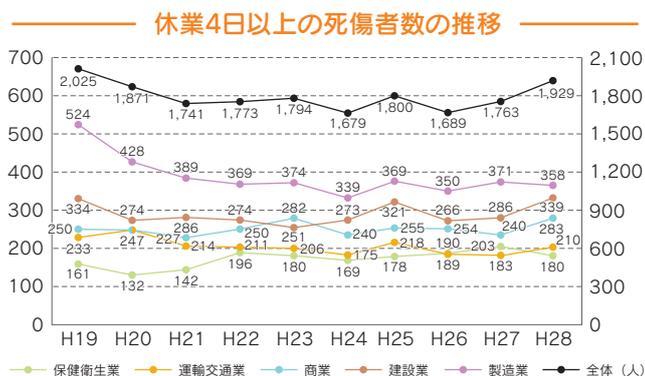
最低賃金制度の適切な運営

地域別最低賃金	最低賃金額(時間額)	効力発生の日
熊本県最低賃金	715円	平成28年10月1日
特定(産業別)最低賃金	最低賃金額(時間額)	効力発生の日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	759円	平成28年12月15日
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	808円	平成28年11月24日

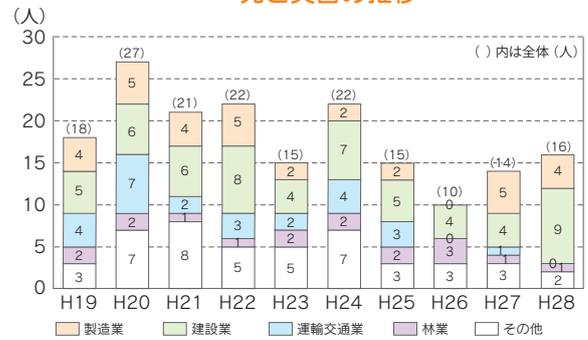
*特定(産業別)最低賃金の適用範囲については、制約等がありますので、一部の労働者には適用されません。

労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり

平成28年の労働災害による休業4日以上(以下「休業4日以上」)の死傷者数は、1,929人で前年と比べ166人(9.4%)増加しました。死亡者数は、前年と比べ2人増加し16人でした。



死亡災害の推移



(1) 熊本地震からの復旧・復興工事に従事する労働者の安全と健康確保対策

- 復興計画を作成する地方自治体と連携の上、工事の幅そによる労働災害の防止を図るなどの対策を進めます。また、解体工事等における石綿のばく露防止対策及び飛散防止対策に取り組みます。

(2) 労働災害を減少させるための業種横断的な取組

- 全業種に共通する、転倒災害、交通労働災害、非正規労働者の災害について、監督指導、個別指導、集団指導等により対策の周知及び指導に取り組みます。
- 関係機関等と連携し、「STOP!転倒災害プロジェクト」「交通労働災害防止のためのガイドライン」等の周知を図ります。

(3) 労働災害を減少させるための重点業種

- 労働災害の状況を踏まえ、第三次産業(社会福祉施設、小売業、飲食店)、製造業、建設業、陸上貨物運送業、林業等に対する重点的な監督指導、個別指導、集団指導等を実施します。
- 関係機関等と連携し、各種指針、ガイドライン等及び墜落防止措置等について監督指導、個別指導等を実施することにより周知徹底を図ります。

(4) 職場におけるメンタルヘルス・産業保健対策

- 平成27年12月1日より施行されているストレスチェック制度の実施の徹底を図ります。また、ストレスチェック制度導入支援、産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを活用した、小規模事業場での産業保健活動及びメンタルヘルス対策を促進します。

■熊本産業保健総合支援センター **無料です**
TEL: 096-353-5480

- 専門的な相談への対応
- 産業保健スタッフへの研修
- ストレスチェック制度に係る研修
- メンタルヘルス対策普及のための個別訪問支援

(5) 化学物質による健康障害防止対策

- 化学物質の取扱い事業場に対する監督指導、個別指導等を実施し、ラベル表示と安全データシートの入手・交付の徹底を図ります。また、リスクアセスメントの実施を推進します。

(6) 石綿による健康障害防止対策

- 監督指導、個別指導等による、石綿障害予防規則及び技術上の指針に基づく指導を実施します。また、関係自治体と連携しながら石綿ばく露防止対策を図ります。

(7) 職業性疾病等の予防対策

- 建設業等、夏季に暑熱な環境で作業を行う事業者に対す

る熱中症予防対策の指導に取り組みます。また、第8次粉じん障害防止総合対策に基づき事業者が講ずべき措置について監督指導、個別指導等を実施します。

(8) 受動喫煙防止対策

- 受動喫煙防止対策の努力義務化を内容とする改正労働安全衛生法の周知及び受動喫煙防止対策助成金の活用を促進します。

(9) 安全衛生優良企業公表制度の周知

- 広く企業名を公表する本制度の周知に努め、企業の労働安全衛生対策の動機付けを進めます。

労災補償の迅速・適切な処理等

労災保険給付の迅速・適正な処理

標準処理期間内の迅速な事務処理と認定基準等に基づいた適正な認定に万全を期します。

職業安定行政の重点施策

公共職業安定所のセーフティネットとしての機能の強化

公共職業安定所のマッチング機能の強化

熊本労働局管内の雇用失業情勢は、年平均の有効求人倍率が1.32倍と上昇し、引き続き高い水準を維持すると見込まれることから、正社員の求人を増やしていくことが課題です。新卒者の就職内定率も上昇傾向にありますが、未内定者に対する就職支援の強化を図る必要があります。

熊本の有効求人・求職の動向（月平均）



雇用政策に関する数値目標

就職件数(常用)	27,911件
雇用保険受給者の早期再就職件数	8,718件
求人充足件数(常用)(受理地ベース)	27,412件
満足度(求人者)	90%以上
満足度(求職者)	90%以上

職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチング機能の推進

(1) 求職者に対する就職支援の更なる強化

- 予約制・担当者制を積極的に活用し、よりきめ細かな支援を実施し、正社員求人への積極的な職業紹介、応募書類作成支援、就職面接会の積極的開催等マッチングの取組を強化します。
- 雇用保険受給資格者の早期再就職に向けた取組の充実・強化を図ります。

(2) 求人者に対する充足支援の更なる強化

- 求人者ニーズの的確な把握、求職者ニーズの情報提供により求職者が応募しやすい求人票の記載内容に係る助言・援助を行います。
- 事業所情報を組織的に収集・蓄積・共有し、マッチング精

度向上に向け、求人充足会議の更なる活性化を図ります。

(3) 求人票の記載内容と実態が異なる問題への対応

- 求人内容の正確性、違法性の確保に努め、問題がある求人是一時紹介保留を含め、厳正な指導等を行います。

雇用保険制度の安定的運用

- 電子申請の利用率は年々増加していますが、更なる利用促進のために、手続件数の多い事業所や社会保険労務士等に対し利用促進を図るとともに、平成29年10月に電子申請事務センターを開設します。
- マイナンバーをキーとして地方自治体との情報連携が開始されることから、各種届出等にマイナンバーの記載が必要である旨の周知等を行うとともに、個人情報への漏えいを防止するために必要な安全管理措置を講じます。

職業訓練を活かした就職支援

- 職業訓練が必要な求職者が訓練受講により就職の可能性が高められるよう、周知・誘導及び受講助成金を積極的に進めます。
- 訓練受講中及び修了後のきめ細かな就職支援を行います。

「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上

非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善

- 非正規労働者の企業内での正社員化や人材育成、処遇改善を促進するために「キャリアアップ助成金」や「トライアル雇用奨励金」の活用を促し、フリーター・ニート等の正社員就職の促進を図ります。
- 「就職氷河期」に就職時期を迎えた不安定就労者等に対し、正社員就職に向けた集中的な支援を実施します。
- 雇用関係助成金について、事業主に対して制度の積極的な活用を促し、企業の生産性向上の取組を支援します。

人材確保対策の推進や労働生産性の向上等による労働環境整備

- 介護・保育・医療などの福祉分野については、地方自治体や地域の関係機関と連携し、求人充足に向けた支援を推進します。また、建設分野については未充足求人へのフォローアップの徹底等を内容とする「建設人材確保プロジェクト」を実施します。

地方創生の推進

(1) 地方自治体と一体となった雇用対策の推進

- 熊本県や熊本市と締結した雇用対策協定に基づき、関係自治体と一体的な雇用対策を進めます。
- 生活困窮者等に対する相談支援を実施する関係機関と連携し、公共職業安定所と地方自治体が一体となった就労支援を行い、生活保護受給者等の生活困窮者の就労による自立を促進します。
- 県内4市(山鹿市、荒尾市、宇土市、上天草市)に「ふるさとハローワーク」を設置し、職業相談・紹介を行うほか、関係市町村と密接な連携に努めます。

(2) 地域雇用対策の推進

- 地域の自発的な雇用創造の取組を支援する実践型地域雇用創造事業を推進し、事業を円滑に実施できるよう、地域雇用開発ワーキングチームを実施地域・実施検討地域に派遣し、事業実施に必要なアドバイスを進めます。
- 熊本県が産業政策と一体となって実施する「くまもと雇用創出プロジェクト」を推進します。

- 地方自治体と連携して、合同企業面接会の開催等UIJターンを推進します。
- 雇用促進税制について、熊本県との連携の下、制度の周知・広報に努め、その活用の促進を図ります。

女性、若者、高齢者、障害者等の多様な働き手の参画

女性の活躍推進・ひとり親に対する就業対策の推進

(1) 母子家庭の母等の雇用対策の推進

- 児童を扶養する母子家庭の母等（父子家庭の父を含む）について、家庭環境等に配慮した職業相談・職業紹介の実施、特定求職者雇用開発助成金や職業訓練制度、トライアル雇用奨励金の活用等により早期就職を図ります。また、地方自治体の就労支援との連携を図りながら、個々の母子家庭の母等のニーズ即した支援を実施します。

(2) 女性のライフステージに対応した活躍支援

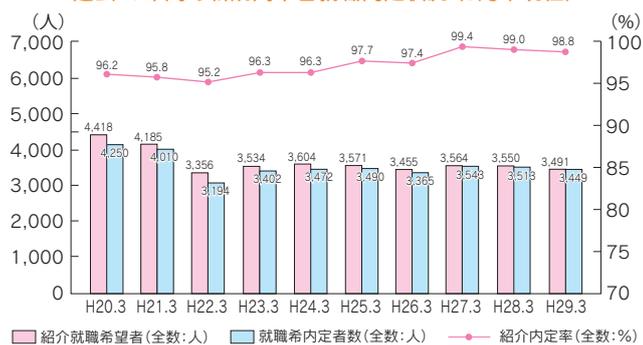
- 「マザーズハローワーク」及び「マザーズコーナー」において、子育て中の女性を対象に、個々の求職者の状況に応じた就職実現プランを策定し、担当者制によるきめ細かな職業相談・紹介を行います。また、仕事と子育てが両立しやすい求人の開拓強化、求人情報を提供するとともに、地方自治体や関係機関と連携した支援を求職者のニーズに応じて実施します。

若者の活躍推進

(1) 新卒者等への正社員就職の支援

- 新卒応援ハローワークを中心として、既卒3年以内を新卒扱いによる就職促進や、未内定者・未就職卒業者に対する「正社員就職をあきらめさせない」継続的な支援、離学者に対する就職支援情報等の提供、就職後の定着支援等を強化します。
- 若者雇用促進法に基づくユースエール認定制度や詳細な就職関連情報等を公開して積極的に若者を採用・育成する「若者応援宣言企業」等、若者に対し積極的な情報発信や重点的マッチングに取り組みます。

過去10年間の新規高卒者就職内定状況（3月末現在）



(2) フリーター等の正社員就職の支援

- 長期的にフリーターとなっている者に対するセミナー等の開催、トライアル雇用奨励金や求職者支援制度の活用等を通して、一人ひとりのニーズに応じた支援メニューを提供します。また、公共職業安定所等を利用して就職した者に対しての職場定着支援を強化し、安易な早期離職を防止します。

高齢者の活躍推進

(1) 企業における高齢者の定年延長・継続雇用の促進等

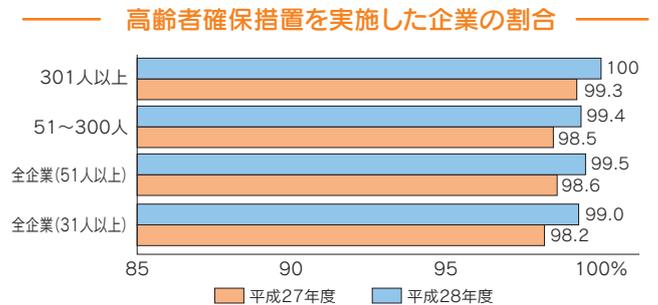
- 高齢者雇用確保措置を講じていない事業主に対する助言・指導を実施し、なお改善がみられない事業主に対して勧告を行います。

(2) 高齢者に対する再就職支援の強化

- 熊本公共職業安定所に設置された「生涯現役支援窓口」において、特に65歳以上の高齢者求職者への再就職支援を強化します。

(3) 地域における就業機会の確保に向けた取組の充実

- シルバー人材センター事業が、臨時的かつ短期的な就業を希望する高齢者の受皿として十分に機能するよう適正な運営について指導に努めます。



障害者、難病、がん患者等の活躍推進

(1) 障害者等の活躍促進

- 改正障害者雇用促進法に基づく、雇用の分野における障害者に対する差別禁止及び合理的配慮の提供義務に係る事務等について、事業主への助言・指導等を実施します。

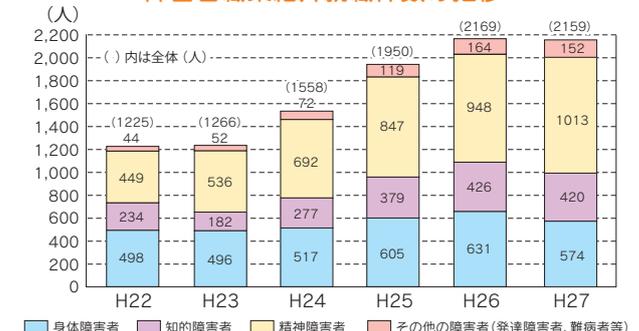
(2) 多様な障害特性に応じた就労支援の推進について

- 障害特性に応じた雇用管理ノウハウについて、事業主に理解を促すため、事業主向けガイドラインの周知を図ります。また、地域の関係機関との連携による「チーム支援」や「就職面接会」、「就職ガイダンス」の実施により障害者の更なる雇用促進を図ります。
- 公共職業安定所に精神障害者雇用トータルサポーターを配置し、カウンセリング等の求職者支援に加え、企業の個別相談等の実施や就職後の定着支援を実施します。また、就職支援ナビゲーター（発達障害者支援分）、難病患者就職サポーターを配置し、発達障害者の特性に応じた支援や難病患者の雇用を促進します。
- 熊本公共職業安定所に就職支援ナビゲーター（長期療養者支援分）を配置し、がん等の長期にわたる治療等が必要な求職者への就職支援、事業主セミナー等を実施します。

(3) 地域就労支援力の強化等による障害者及び企業への職場定着支援の拡充

- 障害者就業・生活支援センターと連携し、雇用前から雇用後までの一貫した支援を実施します。また、雇用する障害者の職場定着を促進するため、事業主が様々な支援メニューに取り組みやすくなるよう障害者雇用安定奨励金の活用促進を図ります。

障害者職業紹介就職件数の推移



外国人の雇用対策の推進

- 就労環境の改善を推進するため、公共職業安定所において外国人雇用状況届出制度の徹底を図り、また、外国人指針に基づく事業主指導を計画的・効果的に実施する。
- 技能実習生への対策として、事業主へ労働関係法令適用に係る周知・指導を実施し、技能実習の実施期間途中で解雇等や雇止め、労働条件の切下げ等の情報を入手した場合は、関係機関へ情報提供します。

特別な配慮が必要な者等に対する雇用対策の推進

(1) ホームレス等に対する就労支援

- 地方自治体が実施する自立支援事業と連携を図りつつ、ホームレス自立支援センター等への巡回による職業相談・紹介、職場定着指導、求人開拓等により、就労支援を推進します。

(2) 刑務所出所者等に対する就労支援の充実

- 公共職業安定所、刑務所等、保護観察所が連携して実施する「刑務所出所者等就労支援事業」、「協力雇用主等支援事業」受託団体と連携した専用人確保により、就労支援の充実・強化を図ります。

外部労働市場の整備

民間を活用した就職支援等

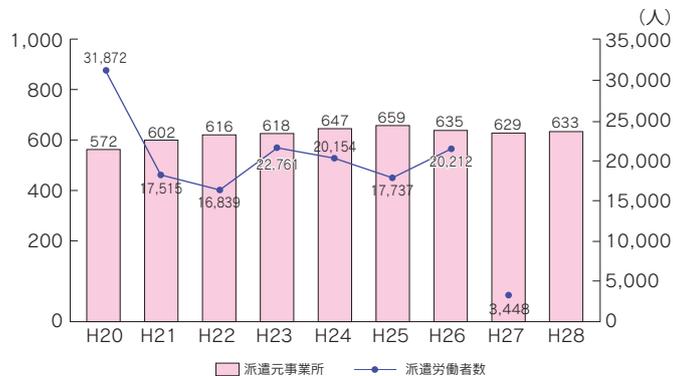
(1) 公共職業安定所等の求人・求職情報の提供等

- 公共職業安定所の保有する求人・求職情報をオンラインで民間職業紹介事業者や地方自治体へ提供します。これにより、より官民が連携した求人・求職のマッチング機能が強化され、労働市場全体の需給調整機能が向上するとともに、地方自治体が独自の雇用対策を行うための環境が整備され、地域における雇用対策の一層の充実を図ります。

(2) 民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進

- 派遣労働者の保護措置の更なる充実を図るため、派遣元事業主等に対する指導監督に万全を期し、労働関係法令の遵守、安全衛生教育や健康管理に関する派遣元・派遣先の連携の徹底について、職業安定行政と労働基準行政との緊密な連携を図ります。

派遣労働者・派遣元事業所数の推移



(注) H27.9.30に改正労働者派遣法が施行されており、H27は法改正前のH27.4.1～H27.9.30の集計値であるため、H26までの集計値とは比較できない。

希望するキャリアの実現支援

(1) 労働移動支援助成金の拡充

- 再就職支援コースについては、再就職援助計画を的確に認定し、適正化と効果的な実施に努めます。また、求職活動のための休暇を与えた場合の助成を拡充し、失業なき労働移動の実現を図ります。受入れ人材育成支援奨励金

においては、地域の関係機関や事業主団体及び金融機関と連携し、企業の生産性向上の取組を支援します。

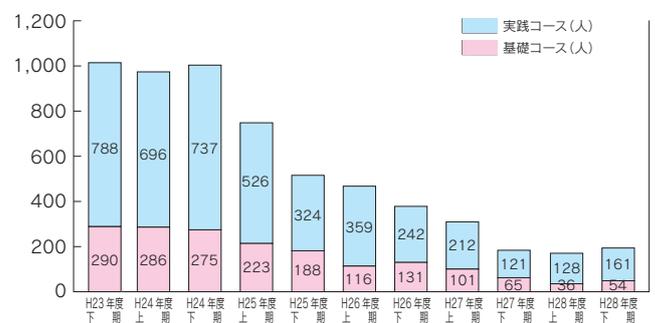
(2) 年齢にかかわらず均等な機会の確保等

- 雇用対策法第10条に定められた募集・採用における年齢制限禁止の義務化について、事業主等に対する制度の周知徹底と着実な施行を図ります。

職業能力開発関係業務の推進

- 公的職業訓練のキャッチフレーズ「ハロートレーニング～急がば学べ～」について、熊本県や関係機関と連携の上、周知・広報に努め、公的職業訓練の認知度向上及び更なる活用促進を図ります。
- 求人者及び求職者の職業訓練ニーズを把握し、関係機関への体系的な情報提供を行うとともに、地域における求職者の動向や訓練ニーズを的確に把握し、公的職業訓練に係る総合的な職業訓練実施計画を関係機関と連携して策定します。

求職者支援訓練受講実績（平成23年10月～平成29年3月）



熊本地震に係る地域雇用対策の推進

- 熊本県が産業政策と一体となって実施する「くまもと雇用創出総合プロジェクト」において、マッチングや人材育成に関するセミナー開催への協力など、積極的に連携を行います。

熊本地震における地域雇用開発助成金の活用

- 地域雇用開発奨励金（熊本地震特例）の有効活用を図り、地域における雇用機会の創出・拡大を促進します。

労働保険適用徴収業務等の重点施策

(1) 労働保険の未手続事業場一掃対策の推進

- 労働保険の未手続事業場を一掃するため、局署所の連携を図るとともに、関係行政機関との通報制度等を活用します。また、労働保険の加入促進に係る業務委託者と連携し、未手続事業場の積極的かつ確かな把握及び加入勧奨を行います。

(2) 労働保険料等の適正徴収等

- 労働保険料の収納率の向上は、適用徴収業務における最重要課題であることから、滞納整理、納付督促等を積極的に取り組みます。また、労働保険料の適正徴収を確保するために効率的かつ効果的算定基礎調査を実施します。

(3) 労働保険率（労働保険率・雇用保険率）の周知徹底

- 平成29年4月1日改正の雇用保険料率について、あらゆる機会を活用し事業場への周知を行います。

熊本労働局の組織図及び組織所在地一覧

熊本労働局組織図



熊本労働局の組織所在地一覧



(注) 国道57号線は現在通行できないところがあります

熊本労働局

<http://kumamoto-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

平成29年5月作成